

享受史から見た『あゆひ抄』の「神しるし」(二)

―後期富士谷学派の学説の検討から―

但馬 貴 則

はじめに

一、『阿遥比抄乎須受』

前稿^①では『あゆひ抄』の中でも難解とせられる術語である「神しるし」について、もっぱら御杖の初期の歌論から、考へ得る解釈を試みたが、実際のところ富士谷家の歌道は御杖の没後も明治初期まで続いており、しかもその中には『あゆひ抄』の註釈も存在するのである。そこで本稿では、かかる「後期富士谷学派」とも呼び得る立場^②の資料に見える「神しるし」解釈はどのようなものであったのかについて見てゆこうとする。具体的には以下の資料を対象とする。

この書についてはこれまで特に取り挙げることをしてこなかったので、本稿ではまず簡単な書誌を記すこととする。

- 1、所蔵 京都大学文学部（國文學5C―26）。
- 2、大きさ 縦二六・七糎×横十九・〇糎。
- 3、装丁 四ツ目綴じで、薄茶色の表紙を有する。
- 4、構成 一―五の全五冊から成り、巻一が「おほむね」と「五属」とを二つながら含んでいる点を除けば全体の結構は刊本『あゆひ抄』と変わらない。なお丁数は以下の通りである。

- ・『阿遥比抄乎須受』（福田美楯）
- ・『富士谷北邊家奥呂九ヶ條傳』（福田美楯、富士谷成文）
- ・『結脚抄師説』（富士谷成文、野口比礼雄）及び『挿頭抄師説』（富士谷成文）

- 一：墨付一一二丁。 二：墨付九六丁。
- 三：墨付五九丁。 四：遊紙一丁、墨付七三丁。
- 五：墨付八一丁。

- 5、外題(左上に貼題箋)巻一のみ「阿遥比抄乎須受 一」で、巻二以降は「脚結抄小鈴 二〜五」である。
- 6、内題外題に準ずるが、巻五のみもう一つ内題があり、「足纏抄小鈴 五」と記されている。なお本文内題は刊本『あゆひ抄』を踏襲している。
- 7、本文半丁あたり十行で、『あゆひ抄』の本文に続けて簡単な片仮名の割註を附す他、『あゆひ抄』の引歌(≡証歌)に続けて新たに証歌を増補している。
- 8、註釈者巻五の巻末に

傍注後云

脚結抄傍注五巻以富士谷御杖成字兩大人

手書之本謄寫之間贅管見云

文政九歳次丙戌臈月 福田美楯

と見える。竹岡正夫氏に拠ると、『脚結抄集解』なる書が右の奥書とほぼ同様の記述を有しているということであり、また内容的にも類似点多いようであることからこの書は、氏のいうところの「福田美楯所持書入本」の一種であると思われる。³⁾ただし、右の引用に「御杖成字」とはあるものの「成字は御杖の弟である」、たとえば本書に見える音義説関連の記述などは御杖のそれとは異なっており、そのことから本書は基本的には福田美楯以降の後期富士谷学派の手になると考えるのが妥当であるとも考えられる。⁵⁾なお書名については「おほむね上」の

書き入れに「記あゆひの小鈴云々」(巻一 一丁表)とあることから、古事記下巻の「宮人の脚結の小鈴落ちにきと宮人とよむ里人もゆめ」(古典全集本三〇一頁)に拠ったものと考えられることができる。すなわち、『あゆひ抄』への飾り(≡註釈)ということである。

9、特徴『あゆひ抄』本文への註釈よりは、証歌の増補に主眼が置かれており、とりわけ『あゆひ抄』が「本抄に譲る」として引歌を挙げることをほとんどしなかった「継脚結」の用例が、豊富に収められている。また、散文からの用例も見える他、「草稿云」などとして、いわゆる『稿本あゆひ抄』からの引用を行っている箇所も多く見られる。

10、従来⁶⁾の扱い 影印も翻刻も存在しないが、たとえば勉誠社文庫の『あゆひ抄』(影印)の解説(二八頁)に書名が挙げられており、そのことから存在自体は古くから知られていたと考えることはできる。

次に本書における「神しるし」の扱いであるが、「おほむね」の箇所⁷⁾に

氏身の條曰

神^能をかくしてしる^所し^所のあらはなるものをいふなり

里に「火をちらして戦ふ」「腹をよりにてわらふ」

「土さへさけて照日」「思ひ出るぞ消てかなしき」

(卷一 一三三丁裏)

という書き入れがあり、また卷五の「氏身」の箇所の「しるしので」の引歌に

あふ坂の関のしみづに影みえて今や曳らむ望月の駒

はし鷹の拂ふ上毛の玉ちりてかたの、原にあられふる也

(卷五 一丁裏)

のごとく「神しるし」を書き入れた上で、

古巻^三けさはしもおきけむかたもしらざりつ思ひ出るぞ消てかなしき (同)

と、成章の記述の出典を示すのみとなっている。

本書の記述はごく簡単なもので、特に言及すべき要素も見当たらないが、ただ、「火をちらして戦ふ」などへの書き入れの内容から

○(aーてーβ)において、aを「しるし」とし、βを「神」とする。

のように考えていることが分かるという点で、結果的に前稿で述べたごとき、今日の「神しるし」解釈の実際に近いもの

となっていることには注目せられるのである。⁽⁶⁾

二、『富士谷北邊家奥呂九ヶ條傳』(京都大学文学部所蔵の写本に拠る)

この書は『成章全集 下巻』に翻刻があり、ここでは福田美楯の説に富士谷成文が解説を加えた書とみなされている(八六〇～八六四頁)が、写本を見る限りでは筆勢や割註の形式などが後述する『結脚抄師説』『挿頭抄師説』のそれに近く、そのことから、概して平仮名の本文が美楯の学説で、片仮名の割註が成文によるものであると考えることができる。なおこの書には「第七 幽頭^{カミシ}」という項目も存在するが、内容がもっぱら音義を扱ったもので、成章学説のみならず御杖のそれとも直接つながらないといえるため、本稿ではそれを扱うことはしない。

本書における『あゆひ抄』の「神しるし」に関する記述としては、以下のごときものが挙げられる。

幽に応ずると頭に應ずると、「しるしので」二様あり。照應してまちとる心に詞に幽と頭とはしらる、也。これを「所ノ氏^{シルシ}」といふ。往にあたり

袖ひちて結びし水のごほれるを春立けふの風やとくらん
これの「氏」といふは

かりくらしかたの、ましば折敷て

又

うきことを思ひつらねて

など、皆「能の氏」也

(左註) 能トハ能化ニテ幽ナリ

(割註) 「しるしの氏」ガ二様二分ル、ナリ。照応ノ詞ニ

テ知ル、ナリ。「所氏」トハ「シルシノて」也。

大旨ニ出ル也

(九丁裏ノ十丁表)

これらのうち、左註については記述の形式が似ている『結脚抄師説』に譲り、それ以外の箇所をまとめることにすると

① 「**神しるし**」「**能所**」「**幽頭**」かみしるしは、特に区別して用いられない。

② 「**しるしのて**」を、「**て**」に上接する意味内容から「**所のて**」と「**能のて**」とに分ける。

ということになるのであるが、ここではまず、そのように用いられる「**神しるし**」「**能所**」「**幽頭**」——以下便宜上「**幽頭**」に統一する——とはどのような意味なのかという点についてみてゆくこととする。

ここに見られる「**幽頭**」については、後述する『結脚抄師説』などのごとき詳細な説明は存在しないものの、たとえば事は幽、状は頭也。又、事は幽中ノ幽、孔は幽中ノ頭、状は頭中ノ頭、又、事は用、状は体也

事は幽なり。物は頭なり

(三丁表)

(七丁表)

(脚結の「来倫」に関して) 装には頭を用、あゆひには幽に用る差別なり

(九丁表)

などという記述を見ることはできる。そしてそれらの記述に拠れば

○ **顕在性** (≡実態) のあるものを「**顕**」、ないものを「**幽**」としている。ただし、「**事** (≡動詞)」と**状** (≡形容詞) を「**幽**と**顕**」、「**事**と**脚結** (≡助動詞)」を「**顕**と**幽**」とすることなどからその、関係は相対的なものであると知られる。

ということになる。

次にそれによってさきの「しるしのて」記述を見てゆこうとするが、そこに挙げられた証歌たる三首のうち、

かりくらしかたの、ましばおりしきてよどの河せの月を
みるかな

(新古今六八八なお、勅撰集からの引用は新大系本を用いる) については、「**ほどに**」などといった『あゆひ抄』のごとき里言訳をまったく適用できない——『あゆひ抄』の「**ほどに**」には「**時**」の意味はない——ので、本稿では対象から外すこととする。そうなると「**幽頭**」の違いを見せているのは、「**顕**」の例たる「**袖ひちて**」の歌と、「**幽**」の例たる

うきことを思つらねてかりがねのなきこそわたれ秋のよ
なよな

(古今二二三)

ということになり、その違いは

I、「うきことを」の歌の初めの二句は、後の三句が「秋の夜に鳴きながら飛びゆく雁」という「顕」的なもの―実際にあり得る―であるのに対して、「雁が辛い気持ちを抱く」という、附託乃至比喩的な意味合い―実際にはあり得ない―しか持ち合わせていないという点で「幽」たり得る。

II、「袖ひちて」の歌の初句―「袖が濡れる」の意―は、二句の「むすびし」に対して、実際にそうであった―「往」―可能性が考えられるという点で「顕」たり得る。^{きしかた}
のごときものとなるのである。

かような本書の考え方、就中「しるしので」をさらに「能所」で二分するところには、

○『あゆひ抄』は「て」に「ほどに」と里言詠を与えていることから、たとえば「袖ひちて」のような歌であつても比喩的なものと考えることもできるのであつて、その意味ではすべての「しるしので」を「幽」、すなわち「能の氏」で一括し得るといふことにもなる。

という疑問があり、その点では必ずしも全面的には首肯できないものとなっているが、一方でさきの『阿遥比抄乎須受』に見られた（しるし―神）という考え方の問題点、すなわち

○「しるしので」に上接する要素に顕在性II実態がないということになれば、それを「顕」とみなすことには無理

が生ずるのであつて、たとえば「火をちらして戦ふ」では、むしろ「火をちらし」の方に「幽」とみなすべき性格があるともいふことにもなり得る。

ということを浮かび上がらせてもいるのであつて、その点では意義を有するといふことができるのである。ただ、「て」に上接する意味内容を「神」と考えらるゝことには、一方で『あゆひ抄』の記述との間に矛盾を生じかねないという問題が残されているのであるが、その点については次項で述べることとする。

三、『結脚抄師説』『挿頭抄師説』

これらの書の書誌についてはかつてまとめたことがあるので、詳細についてはそちらに譲ることとする。⁷

まずはこれらの書における、「幽顕」の何たるかを示した記述を以下に挙げる。

i、「あゆひ抄」「おほむね」の「たとへば装に「いぬ」といひあゆひに「ぬ」といふ。まさにふたつならんや（おほむね 二丁表）について『結脚抄師説』では欄外の書き入れとして

○成文ガ書入ニ云

装ニ「いぬ」ト云ヒ、脚ニ「ぬ」ト云、カク同ジ
コトノニ方、へ分ル、ハ、幽顕ノ違ニテ成レル也。

髓二形ノ有物ヲ指テ云トキハ装也。又形ノ無キ物ヲ指シテ云トキハ脚也

(乾卷 おほむね三丁表 傍線但馬〔以下同じ〕と記している。

ii、『かざし抄』「挿頭題」の「道はおほいなるねがひにして。ことのは、いやしきつとめなれど。道にこゝろざして。ことのはにかゝづらはむことをはづるは。つくしにゆかまほしき人の。よどのわたりせじといはむがごとし」(上巻 挿頭題一丁裏)について『挿頭抄師説』では割註として

「道は大なるねがひ」ト云ハ幽ナリ。内ニアル心ノ巧ミ処ナリ。「ことのは、いやしきつとめなれど」ト云ヘルハ頭ニシテ、表ヘアラハセル処ナリ

(上巻 序 三丁裏)

のように述べる。

右の記述に見られる「幽頭」は、単に「神しるし」にとどまるものではなく、

有形：頭

無形：幽

という二項対立的な意味合いでより広く用いられており、その意味では『奥呂九ヶ條傳』に見られた考え方をより徹底させたものであるということが出来る。

そして『あゆひ抄』「おほむね」における「神しるし」に

対しては、『結脚抄師説』ではまず『あゆひ抄』「おほむね」の「神は能なり。しるしは所なり」について本文への書き入れとして

神ハ其徳ノ妙用アルヲ形容ス

(しるしは) 其妙用ノ化セラル、方ニシルシノアル処ヲ云。所謂「良薬ヲ飲バ其功驗アル」ガ如シ

(乾卷 おほむね三十丁表)

のごとく述べた上で、以下に挙げる欄外の書き入れのごとく、『阿遥比抄乎須受』とは正反対の、『奥呂九ヶ條傳』の「能の氏」に該当する解釈を示している。

成文曰

神^能をかくしてしる^所しのあらはなるをいふ

里言に

火^能をちらして戦^所ふ 腹^能をよりてわら^所ふ

又

土^能さへさけて、る^所日 思^能ひ出るぞ消てかなしき

おほよそかくのごときをいふなり。余は押^能てしるべし

(同 おほむね三十丁裏)

この欄外の書き入れに従えば

○(a—て—β)において、aを「神」、βを「しるし」とする。

ということになる。もつともこれは富士谷成文だけに見られる考えであつて、『結脚抄師説』のもう一方の書き手たる野口比礼雄⁽⁸⁾は、さきの『奥呂九ヶ條傳』にも見られた「能化」を仏教的に説明した上で

比(比礼雄)云、「神」トハ下ニ云ハレタルガ如ク能ナリ。此ノ「能」ハ佛家ノ所謂「能化」ナリ。「験ハ所也」トハ、是モ同ク佛家ノ「所化」ナリ。コレハ佛家ノ「能化所化」ト云ニヨラレタリ。其「能化」ハ、人ヲ能ク化スルコトニテ、所謂「師弟」ニ取リテハ師ヲ指テ云也。師、能ク弟子ヲ教化スルヲ云也。「所化」ハ其師ノ徳、又ハ説ニ化セラレルヲ云也。師ニ其徳アラザレバ、弟子ニモ亦化セラレヌナリ。故ニ師ノ徳ハ弟子ニイチジルキナリ。弟子ノヨキトキハ師ノヨキコト、云ニ及バズ。其師ノ徳アルヲ指テ是ヲ「神」ト云也。「靈」ト云ンガ如シ。「火花ヲチラシテ戦フ」ト云、此「テ」モジヲ「シルシノテ」ト名付ラレタリ。又、「腹ヲヨリテ笑フ」ト云「て」モ此ニ同ジキ也。共ニ、戦フコトノハゲシキヲ云ト、笑フコトノ甚シキハ、其「火花ノチル」ト云ト「腹ヲヨル」ト云トニシルク聞ナサル、ナリ。コノコトヲ云テカヤウナ「テ」文字ヲ「シバラクカミヲカクシテシルシノアラ

ハナルモノヲ云」トアリ。コレハ氏身ノ条ニ委シ

(同 おほむね三十丁表裏)

のごとき割註を記している。そしてそれは、「火をちらして戦ふ」を例にとれば

壹、「能化」たる「戦ふ」が、「所化」たる「火をちらし」を生み出す。

貳、その「火花ノチル」によつて「戦フコトノハゲシキ」が「シルク聞ナサル、」ことになる。

という解釈——「て」に上接する要素が程度修飾的に機能する——となつており、そこから比礼雄が、成文とは逆の、むしろ『阿邊比抄乎須受』に通ずる(しるし—て—神)という考えを持つていたということが知られるのである。ただその考えは、さきにも述べたごとく、実態を持たない「火をちらし」を「しるし」とみなすという問題を克服できておらず、かつ『結脚抄師説』の「氏身」における、「しるしので」記述とその引歌とに対する割註は、成文の立場で一貫せられているのであつて、そのことから、成文のそれをもって本書の「神しるし」解釈とみなすのが妥当であると考えられるのである。

次にその成文の記述、具体的には「しるしので」記述、就中具体例への割註を挙げる。

成文曰、「火をちらして」ト云迄ガ能化、幽也。「火をちらして」トハ、勢ヒヲ云。「た、かふ」ハ体ニテ、今現在ニ戦フテ居ルノナリ。其戦ノ勢ヒヲ取り出シテ見セル

ノデ「印シノて」ト云ヘルノナリ。「はらをよりて」ト云ヘルノハ、能化ニテ幽ニナル也。「笑ふ」ハ、今現ニ「笑ふ」テキルノナリ。物事ノイキホヒヲ表ニミユル様ニ思ハスルノ故ニ、「しるしので」ト云。「土さへさけて」ト云ヘルモ、暑中ノ甚キ処ニテ、「土サヘサケワレテ照日」ト云ヘルノ也

(貞卷 五丁裏)

かかる成文の考え方は、さきの「幽蹟」の考え方に基づく以上は当然のものともいい得るが、一方でこの考え方には、『あゆひ抄』の「しるしので」記述における

しばらく神をかくしてしるしのあらはなる物をいふ也

(卷五 四丁裏)

というくだりとの間に矛盾を生じている——「神」が「かく」されていない—かのように見えるという問題も存在する。ただ、成文も、その点は弁えていたようで、さきの「おほむね」記述に対する割註では、

成文曰、ドダヒ戦ヒノ激シキナリ。ソコヘ「火ヲ散シテ」

ト云文華入ルガ能ナリ。「笑フ」ト云ニモ「腹ヲヨリテ」

ト云文華ヲ入ルヤウナルト同ジキヤウ也

のように述べ、さらに

成文云、其物事ノ勢ヲ強クイハントテ、マヅ幽ニ強ナル

気色ヲ見セ、次ニ蹟ノナスワザヲイヒ出ルコト也。只文

ノカザリ計ト思フトキハ、心得違フベシ。イヅレ其イキ

ホヒアルトキナラデハツカハヌコト也。文華トイヘバ、

サモアラヌ所ニモコトヲカザリイル、ヲ云也。アナガチ
文華ト思ベカラズ (同)

と再考してもいるのである。

これらのうち、成文の最初の記述——「文華」——は本人が再考しているのでここでは扱わず、もっぱら成文の再考記述をば、さきの本文への書き入れをも含めて検討すると、

○「神」幽」における、「能化」勢」と、「妙用」もたらす徳」
とを、別のものとして考える。

ということによって、ある程度はさきに挙げたごとき矛盾が解消せられるように観ぜられるのである。すなわち以下のごとくである。

A、「火をちらして戦ふ」の場合、「しるし」はあくまでも

実態のある「戦ふ」である。

B、その「しるし」の「能化」乃至「勢」が、実態のない

「神」でありながら、「強ナル気色」とせられるように、

あたかも「しるし」のごとく機能している。

C、そして「神」には、無形の「妙用」が別に存在する。

D、Bの「しるし」のごときありようが、「神」の「妙用」に先んじていることをもって、「しばらく神をかくしてしるしのあらはなる」ということになる。

そしてそれを図式化すれば、以下のようにもなる。

火をちらし…「しるし」のごとく存在する、「妙用」を

もたらず以前の「神」

— て —

戦ふ：「しるし」

かような考え方は、とりわけ「神」に「言外の妙用」を認めて初めて成り立つものであるが、それはまた、前稿で取り挙げた御杖の立場に見ることのできた、すぐれて歌論的なものでもある¹⁰⁾。そして、成文の解釈にはいささかならず穿ちすぎの観があり、しかも実際の和歌註釈にはそれが十分に反映せられてはいないという問題を有している¹¹⁾ではあるが、それでも

○単に（しるし—て—神）（神—て—しるし）とするだけではどうしても解決できない問題—「しばらく神をかくして」の解釈—を、かかる歌論的要素をもってしてようやく説明し得た。

ということが、『あゆひ抄』に、語学的観点からだけではどうしても解し得ない要素が存在していることを示すことになつており、その意味では重要な示唆を含む¹²⁾ということもできるのである。

おわりに

以上、後期富士谷学派の資料に見られる「神しるし」解釈のありようについて、学説の紹介と若干の考察を試みた。これらの資料は音義説を含んでいることもあつて従来ほとんど顧みられることのなかったものではあるが、前稿で扱った御杖のそれと同様に、語学的観点からのみでは必ずしも解しきれないという成章学説の一面を知り得るという点では、興味深い可能性を有するとも考えられる。なお、ここで扱った資料は単に「神しるし」の問題にとどまらず、たとえば『阿遥比抄乎須受』で新たに増補せられた、かなりの数に上る証歌や、『結脚抄師説』『挿頭抄師説』における、成章学説のほとんどすべてに附せられた詳細な註釈など、検討すべき要素がまだ相当に残されているので、今後はそれらについても紹介と考察を行つてゆこうとするものである。

註

(1) 「享受史から見た『あゆひ抄』の「神しるし」(一) —御杖の初期歌論の検討を中心に—」(『大阪産業大学論集 人文・社会科学編』2号所収平成二十年)

(2) この呼称については拙稿「後期富士谷学派の歌道についての基礎的研究 —『結脚抄師説』『挿頭抄師説』の検討—」(『人文論究』四八—二(平成十年)所収 以下「拙稿一」とする) 二九頁に拠つた。

(3) 『成章全集 下』九七四頁。なお『脚結抄集解』については

未見のため、本稿では取り挙げることをしない。

(4) 前稿五頁で取り挙げた歌論書『哆南辨乃異則』の冒頭に「弟成孚」とある（『御杖全集第四卷』四二七頁）。

(5) 拙稿一 三四～三六頁を参照。

(6) 前稿二～三頁を参照。

(7) 拙稿一 三〇～三三頁。

(8) 野口比礼雄については『あゆひ抄』の名目（＝術語）に整理を施した『北邊家説四具附名目抄』（写本 慶應義塾大学図書館所蔵）が存在する他、『北邊御杖大人家集』（写本 京都大学文学部所蔵）にもその詠作を見ることができ（七八丁表）、それらから御杖晩年の門人であるということが知られる。なおその詠作は『御杖全集第八卷』の解説（六頁）にも紹介せられているが、そこには「野口比礼男」とある。かかる考え方は竹岡正夫氏の

「火をちらす」「腹をよる」「土さへ裂くる」「消ゆ」は共に「明」の世界の事象にはなっておらず、まだ具体的現象として実現はしていないのである。しかし、これらはいずれも「明界」の事象として具体的に実現している「戦ふ」「笑ふ」「照る」「悲し」の奥にある勢―これを「能」と称し「神」と名づけているのであるが、それが明界にあたかも実現した（これを「所」と言い「しるし」と言う）事象であるかのように言葉の上に述べて両者の間をつなぐのが「しるし

のて」の機能なのである。

（『富士谷成章の学説についての研究』四〇七頁 傍線但馬）という記述と一見似ているようにも見えるが、氏の記述は「火をちらして戦ふ」でいえば

○「神」＝「戦ふ」の『勢』が、「火をちらす」という「しるし」のときありようを示す。

となり、結果的には（しるし―て―神）と解し得るのである。

(10) 前稿六頁を参照。

(11) 「しるしのて」の引歌に対する『結脚抄師説』の註釈は以下の通りである。

あふ坂の関のしみづに影みえていまや引らんもち月の駒

成文曰、此ハ「シルシノて」ナリ。氏身ノ「て」ハ、仕果タ

コトヲ又目前へ取出シテ云ナレドモ、コ、ノ「シルシノて」

ハ一格アリ。推察スル意ナリ。ナレドモ推察スル内ニ矢張り

勢ヒヲアラセテ云ナリ。其訳ハ、「逢坂の関の清水に影みえて」

ト追々引テ来ル仰山ナル勢ヒヲ見スルノナリ。アトニ「今や

引らん」トアレバ、自分ノミデナガメタルニアラズ。コ、ニ

テ知ベキナリ

はし鷹のはらふ上毛に玉ちりてかたの、原にあられふる也

成文曰、此ハ勢ヒヲアラセタルノミ。真二見テ詠メルノ也。

此ハハシタカノ身ブルイシタルノナリ。左程タントモナキノ

ナレドモ、勢ヒヲアラセテ云ヘルノナリ

（貞卷 六丁表裏）

なお、註9に挙げた竹岡氏の記述にも「勢」なる表現が見られることから、あるいは氏が成文の説をば適用したということも考えられる。

(12) 後期富士谷学派の手になる成章学説の研究には、御杖学説からの影響があまり見られず、むしろ本居派の学説の適用が目立つという特徴がある。なお拙稿一 三三七頁を参照。

*資料からの引用に際し、読解の便宜を図って一部私に句読点、濁点、改行などを施した。また異体字や省文などについても通行の表記に改めた。

平成二十一年六月二日 原稿受理

大阪産業大学 教養部非常勤講師